

広島県告示第四十七号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第二条の二第二項の規定によつて、調理師試験の実施に関する事務を行う指定試験機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田 美香

一 指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

1 名称

公益社団法人調理技術技能センター

2 主たる事務所の所在地及び試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地及び試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

2 変更内容

変更後	変更前
東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一 号内山ビル	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 J ACCビル

三

変更年月日

令和八年一月二十六日